

インボイス制度身近なところでの留意点

No.95、96でインボイス制度導入についての手順・対応についてお知らせしましたが、今回は経理の実務で日々身近なところで留意すべき点・取扱いについてお伝えいたします。

適格請求書等の保存が不要な取引

現在の消費税法では税込み3万円未満の取引については、領収証を保存することなく帳簿保存のみ仕入税額控除を行うことができますのですが（消令49）、インボイス制度が導入される令和5年10月1日より原則的には全ての取引について請求書等と帳簿の保存が義務付けられることとなります。

ただし、次の取引については一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます（新消令49）。

<身近なものを抜粋>

○適格請求書の交付義務が免除される税込み3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

税込み3万円未満の判定の例（3人で電車に乗車した場合@18,000円×3人）

3人分を**一度に購入**し合計の領収証の発行を受けた場合

領収書額面：54,000円

…額面が税込み3万円を超えるため**保存義務あり**

1人ずつ購入しそれぞれに領収証の発行を受けた場合

領収書額面：18,000円が3枚

…各領収証の額面がそれぞれ税込み3万円未満であるので**保存義務なし**



公共の交通機関（新消令70の9 -）

船舶・バス・鉄道（モノレール含）が対象で、タクシー・飛行機・海外航路の船舶等は対象外。

○適格請求書の交付義務が免除される税込み3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等

一般に自動販売機というと飲料水の自動販売機が連想されますが、飲料品のほかコインロッカーやコインランドリー、金融機関の自動両替機、ATM利用料なども含まれます。

ここで対象となる自動販売機とは商品の販売又は役務の提供及び代金の収受が自動で行われる機械装置（つまりはその機械のみで商品の売買が完結するもの）とされており、スーパーのセルフレジやコインパーキングについてはこの対象とはなりません。

また、銀行のネットバンキングによる振込も同様にこの対象の範囲外となり、それらは一定の事項が記載された帳簿及び適格請求書等を保存しなければ、仕入税額控除を行うことができません。

(国税庁消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A(以降 Q&A)問 38)

○従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等

従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)についても一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となります。「通常必要と認められる」もののみがその対象となりますが仮に3万円を超えたとしても一定の事項の記載のある帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能となります。

ただし、所得税基本通達 9-3 においては「通常必要と認められる」について

条件 その①

その支給が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたもの。



条件 その②

その支給額が、その支給をする使用者等と当業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当であるもの。

としており、一般的には、乗車券代や宿泊費については実費程度、出張日当については他社と比較して高額にならない金額といわれています。

振込手数料売り手負担の処理

買掛金等の支払いを行う場合、支払者は請求総額から振込手数料を差引いた金額を振込むことはよく聞かれる話かと思えます。この場合、現在は売手の請求金額と買手の振込金額との差額は支払手数料として売り手側で経費として処理され消費税相当額は仕入税額控除されているケースが殆んどだと思いますが、インボイス制度が導入された後はそんなに簡単な話では収まりません。なぜならば同制度においてはこの振込手数料について売り手側で帳簿のほか振込手数料に関する適格請求書等の保存をしなければならないからです。

ではどう処理するか、この振込手数料相当額をどう捉えるかによってその方法は異なります。

○振込手数料相当額を「売手の値引き」とする場合(振込手数料は買手負担)

この場合、売手は「適格返還請求書」という値引き用のインボイスを売手から買手に対して交付します。買手は帳簿とともに当初交付を受けた請求書、適格返還請求書、振込手数料の領収証を保管することで、実際の振込金額と負担した振込手数料の金額を仕入税額控除できることとなります(売手は振込手数料控除後の金額を課税売上に)。

適格返還請求書は適格請求書等と同様、取引先の数によっては非常に手間となるので、国税庁は返還インボイスの例としてメール等を利用し右図のようなものの交付でも可能であるとしています。

〇月〇日付の請求に関して〇月〇日に19,120円のお振込みを確認いたしました。

なお、請求書記載の20,000円との差額880円(消費税10%)については、振込手数料相当額として〇〇の価格からの値引きとします。

(株)〇〇〇〇

登録番号T123456...

○振込手数料相当額を買手から売手への立替であるとする場合（振込手数料は売手負担）

買手が売手の支払うべきものを立て替えて支払ったとするのが、この「振込手数料の売手負担」の考え方の基礎だと思いますが、この場合、売手（売掛金等を回収する側）は買手（振込支払いを行う者）から単に手数料分の適格請求書等を受領し帳簿とともに保管したとしてもそれだけでは要件を満たしません（Q&A 問 78）。

売手は買手から振込手数料についての立替金等精算書等の交付を受けるとともに**振込手数料の適格請求書等（銀行発行分）**を受取り帳簿とともに保存することで初めて要件を満たし当該取引にかかる消費税相当額を仕入税額控除できることとなります。

尚、手数料 3 万円未満の ATM による振り込みの場合には銀行発行の適格請求書等は不要ですが、帳簿の要件を満たすためには金融機関名・支店名などを買手に確認し帳簿への記載が必要となりそれなりに面倒なこととなります。

どのような方法をとるにしても、一般的な商慣行として行われている振込手数料売り手負担についてはインボイス制度導入後、仕入税額控除できる金額の割には手間のかかるものとなりそうで、このような煩わしさのない振込手数料買手負担も多くなるものかと思われます。

この原稿の提出日直前の 12 月 1 日、新聞紙面に「小規模事業者は納税 2 割・インボイス負担軽減へ」の見出しがありました。内容を見ると政府・与党は、売上高が 1,000 万円以下の小規模事業者が「課税事業者」を選択した場合、3 年間は納税額を売上税額の 2 割に軽減する措置を講じる緩和措置を設け、さらには課税売上高が 1 億円以下の事業者について、1 万円未満の課税仕入れにはインボイスの保存がなくとも帳簿保存のみで仕入税額控除を可能（制度施行から 6 年間限定）にすることで調整していることのこと。もうすぐまとめられる 23 年度与党税制改正大綱に反映される予定のようです。

紙面の都合上簡単な説明となりました。不明点等につきましては弊所担当者にお尋ねください。
また、今回参考としました国税庁 HP インボイスに関する Q&A を是非一度ご確認ください。

99 令和 4 年 12 月 5 日発行 【担当】上田 隆行



税理士法人 昴の年末年始休暇は

熊本オフィス：12月29日～1月5日
筑紫野オフィス：12月29日～1月4日 です。

ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしく申し上げます。

